

平成十九年十月二十三日受領
答弁第一一四号

内閣衆質一六八第一一四号

平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び八について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四及び五について

田中外務大臣（当時）は、例えば平成十三年六月二十日の衆議院外務委員会において、拉致問題は本当に許し難いことであり容認できないとの認識を示すとともに、同問題を解決するために日朝国交正常化交渉を早期に実現できるよう努力していく旨を明らかにしている。

六について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、本邦に不法入国した外国人については、法務省において、関係法令に基づいて必要な調査を行っている。

七について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、外国人の退去強制手続に当たって、御指摘のように法務省が外務大臣から指示を受けることはない。